

国立情報学研究所学術コンテンツサービスウェブAPI利用細則

平成28年 4月 1日
制 定

(目的)

第1条 この細則は、国立情報学研究所学術コンテンツサービス利用規程（以下「学術コンテンツサービス利用規程」という。）第6条第6号に基づき、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「情報・システム研究機構」という。）が提供する学術コンテンツサービス（学術コンテンツサービス利用規程第3条別表第一に定めるサービスを意味し、以下「本サービス」という。）の機械的な検索及びダウンロード等を可能にするウェブAPI（以下「本ウェブAPI」という。）の利用について、情報・システム研究機構と本ウェブAPIを利用する者（以下「利用者」という。）との間で必要な事項を定めることを目的とする。

なお、本ウェブAPIは、情報・システム研究機構の研究機関である国立情報学研究所（以下「研究所」という。）によって企画・運営・管理の全般が行われているため、本利用細則では研究所を主体的な表現として使用している。

(細則への同意)

第2条 利用者は、本ウェブAPIを利用するためには、この細則に同意することが必要であることを理解しており、利用者が本ウェブAPIの利用を開始した時点で、この細則に有効に同意したものとみなされる。

2 研究所は、この細則以外に、研究所が運営するウェブサイト（以下「研究所サイト」という。）上の「ヘルプ」などに、個別の本ウェブAPIの機能の利用方法や注意事項を規定する場合があります。これらの規定された内容（以下「関連規定」という。）はこの細則の一部を構成するものとする。この細則と関連規定に相違がある場合は、後者を優先するものとする。

(利用目的)

第3条 利用者は自己の学術研究に利用するため、又は非営利の情報利活用のため、本ウェブAPIを利用するものとする。

2 利用者が、前項に定める利用目的以外に本ウェブAPIを使用する場合は、研究所に対して、事前に具体的な利用方法を書面にて申請し、承認を得なければならない。

(利用申請及び取消)

第4条 本ウェブAPIを利用しようとする者は、研究所所定の方法により申請し、研究

所の承認を得なければならない。利用の申請の際には、真実、正確かつ最新の情報を研究所に提供しなければならない。

- 2 研究所は、申請者による利用の申請を審査し、適当と認める場合に承認する。
- 3 研究所は、利用を承認する利用者に対し、本ウェブAPIを利用する際に送信するアプリケーションを特定する文字列（以下「APIキー」という。）を発行する。
- 4 研究所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用申請を承認しない。また、承認後にこれらに該当することが判明した場合は、承認を取り消すことができる。
 - 一 利用申請が所定の方法に適合しない場合
 - 二 利用申請の内容に虚偽又は誤りがある場合
 - 三 学術コンテンツサービス利用規程及び関係規則等に違反した場合
 - 四 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を利用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとして研究所が判断した場合
 - 五 前4号に規定する場合の他、研究所が不相当と判断する相当の理由がある場合

（APIキーの管理）

第5条 利用者は、APIキーを第三者に貸与、譲渡等をしてはならない。また、APIキーの盗難又は第三者による不正使用の事実を知った場合、直ちにその旨を研究所に連絡するものとし、研究所から指示があるときは、それに従うものとする。

- 2 研究所は、APIキーの使用上の誤り又は第三者による不正使用等より利用者に損害等が生じた場合であっても、一切その責任を負わないものとする。また、APIキーが第三者に使用された場合といえども、研究所は、前項に定める報告がなされた場合を除き、研究所の承認した当該APIキーの利用者の使用とみなすものとする。

（利用者の遵守事項）

第6条 利用者は、本ウェブAPIの利用にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 本ウェブAPIを利用することができる権利を第三者に再許諾しないこと。
- 二 本ウェブAPIを利用して作成したアプリケーション等（以下「作成アプリケーション等」という。）により研究所及び第三者（本サービスで提供される情報の著作権者及び他の利害関係者を含む。）の権利を侵害しないこと。なお、第三者の著作物を利用する場合等は、事前に利用者自身が当該著作物に係る著作権その他の権利の保有者から許諾を得なければならない。
- 三 作成アプリケーション等によって、研究所及び第三者のサービスの利用者に影響を与

えるような短時間で大量のアクセスを行わないこと。

四 本ウェブAPIについてリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル又はソースコードの抽出を試みないこと。

五 技術的手段によるAPI制限（第8条に定める制約を意味する。以下本号において同じ。）の除去その他API制限の適用を回避することを目的とする措置を試みないこと。

六 作成アプリケーション等は、次のような内容を含まないものであること。

- ① 研究所又は第三者の知的財産権及びその他の権利を侵害する利活用及び表現等。
- ② 研究所又は第三者の名誉を毀損する、又は毀損するおそれのある表現等。
- ③ 公序良俗に反する、又は反するおそれのある表現等。
- ④ 事実反することが自明である表現等。
- ⑤ 上記①から④までに規定する行為の他、研究所が不適切と判断する利活用及び表現等。

（利用者の責任）

第7条 利用者が学術コンテンツサービス利用規程又はこの細則に違反して研究所による本ウェブAPIの運営を妨げる行為等により、研究所に直接的もしくは間接的に損害を与えた場合、研究所は当該利用者に対し損害賠償を請求できるものとする。

2 利用者は、作成アプリケーション等により、第三者（本サービスで提供される情報の著作権者、作成アプリケーション等のユーザー及びその他の利害関係者を含む。）との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において一切を解決し、研究所がいかなる責任も負担しないことに同意するものとする。

（利用の制限）

第8条 研究所は、本ウェブAPIの運用上必要と判断した場合には、自己の裁量において、本ウェブAPIの利用に一定の制約（一定時間あたりのアクセス回数制限、アクセス時間の制限等）を設けることができるものとする。

（研究所の免責）

第9条 研究所は、本ウェブAPIで提供される情報の真実性、正確性、有用性等について、いかなる保証も責任も負わないものとする。

2 研究所は、自己の裁量において、利用者への通知なく、本ウェブAPIの内容及び仕様を変更すること、本ウェブAPIの提供を終了することができるものとする。

3 研究所は、本ウェブAPIの保守点検、故障の回復、その他必要のある場合、本ウェブAPIを停止できるものとする。

4 研究所は、本ウェブAPIの提供遅滞、中断、停止又は本ウェブAPIの利用により利用者が発生する紛争・損害等について、いかなる責任も負わないものとする。

(改訂等)

第10条 研究所は、必要に応じてこの細則を改訂し、研究所サイト上に掲載又は研究所が相当と判断する方法で利用者に通知する。当該変更内容の掲載又は通知後、利用者が本ウェブAPIを利用した場合又は研究所の定める期間内に利用取消の手续をとらなかった場合には、利用者は、この細則の変更に同意したものとみなす。

(準拠法、裁判管轄等)

第11条 この細則は、日本法に準拠し、同法により解釈、執行される。この細則は、日本語で作成されたもののみが効力を有し、他の言語のものは翻訳であり、いかなる法的効力又は影響力も持たないものとする。

2 この細則に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。